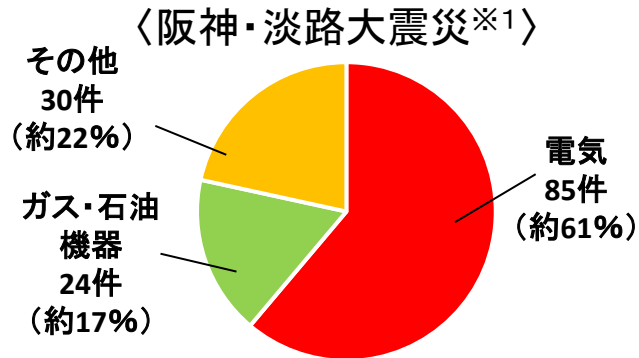
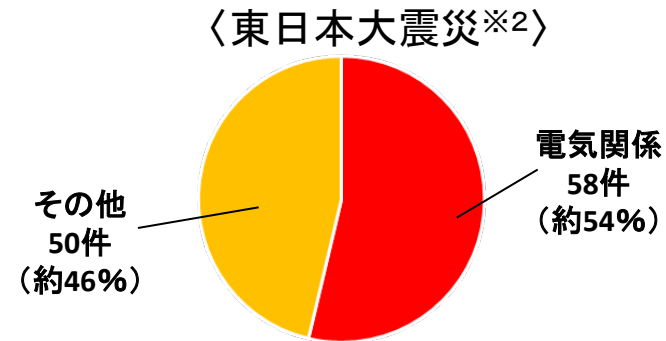


- 過去の大規模地震においても、電気を原因とした火災が多く発生している。
- 平成7年の阪神淡路大震災においては、139件の地震火災のうち、電気火災が85件（約6割）、平成23年の東日本大震災においては、108件の地震火災のうち、電気火災が58件（約5割強）発生している。

大規模地震時における火災の発生状況

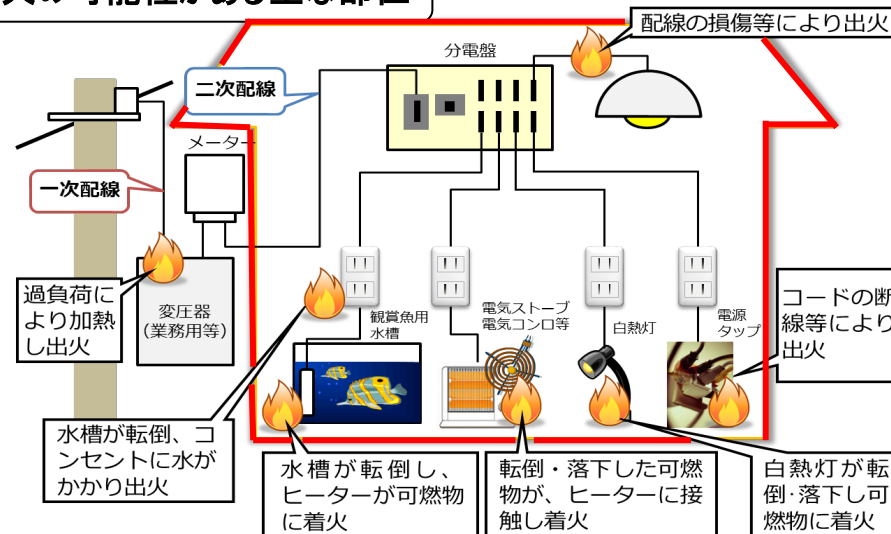


※1「地震時における出火防止対策のあり方に関する調査検討報告書、平成10年」(消防庁)を基に作成



※2 日本火災学会誌「2011年東日本大震災 火災等調査報告書」を基に作成

電気に起因する出火の可能性のある主な部位



感震ブレーカーを設置することで、赤枠内(二次配線を除く分電盤以降)の火災は防止できる

※「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会 最終報告(概要)」(平成27年3月)より

南海トラフ基本計画における感震ブレーカーの記載

南海トラフ地震防災対策推進基本計画（中央防災会議令和7年7月1日見直し）

第3章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策 第1節 地震対策 2 火災対策

○ 国、地方公共団体は、地震時における火災の発生を抑えるため、建築物の不燃化、耐震化を促進する。また、国、地方公共団体、関係事業者は、電気に起因する火災の発生を抑制するための**感震ブレーカー等**の普及について、特に木造住宅密集市街地等の重点的に普及を推進すべき地域の選定、安全灯や非常用電源との一体設置の必要性も含めた**感震ブレーカー**の有効性・信頼性を確保するための技術的検討、医療機関等の取扱い等について検討を行い、目標を設定して推進するとともに、緊急地震速報等を利用した出火防止技術の開発、安全な電熱器具等の購入促進等の安全対策を促進する。

② 電気に起因する出火の防止【内閣府、消防庁、経済産業省、国土交通省】

- ・ 大規模地震発生時における通電火災対策を含む電気に起因する出火の防止を図るため、**感震ブレーカー等**の普及を加速させる。**特に危険性の高い木造住宅密集市街地については集中的な取組を行う。**

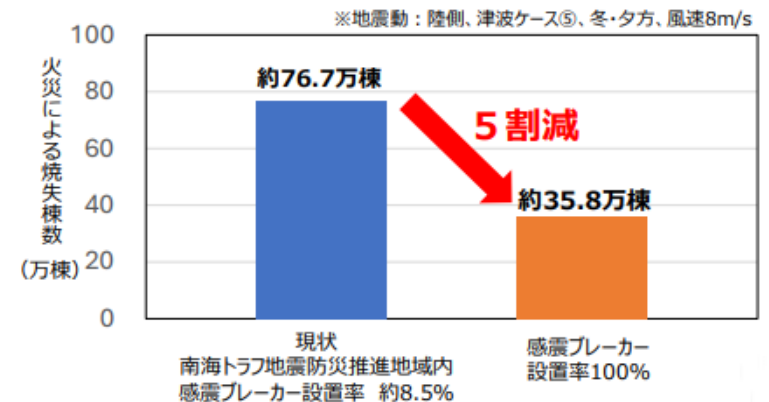
【具体目標[1-2-②]】

★ 著しく危険な密集市街地の未解消地区を有する地方公共団体のうち、感震ブレーカーの設置に係る計画で定めた目標をハード対策と一体的に達成した団体の割合

＜推進地域(市町村)＞ **0%【R6】→ 100%【R12】**

防災対策の効果試算

南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループによる被害想定では、火災に対する主な防災対策として、南海トラフ地震防災推進地域内の感震ブレーカーの設置率 約8.5%が100%になった場合、火災による焼失棟数が5割減となると試算している。



各計画における感震ブレーカーに関する記載

「防災基本計画」（令和6年6月28日 中央防災会議決定）

第3編 地震災害対策編 第1章 災害予防 第3節 国民の防災活動の促進

2 防災知識の普及、訓練 （2）防災関連設備の等の普及

国〔**消防庁**〕及び地方公共団体は、住民等に対して消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー、非常持出品等の普及に努めるものとする。

第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）

第4章 推進が特に必要となる施策 （4）災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化

1）南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の巨大地震対策の推進

②密集市街地や地下街等の耐震化・火災対策の推進

- 著しく危険な密集市街地の未解消地区（全国1,662ha（令和5年度末時点））を有する地方公共団体（全国15市区町）のうち、感震ブレーカーの設置に係る計画で定めた目標をハード対策と一体的に達成した団体の割合 0%【R6】→100%【R12】

「国土強靱化年次計画2025」（令和7年6月6日国土強靱化推進本部 決定）

第2章 各施策グループの推進方針等

1－2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- 地震発生時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や防災品、住宅用消火器等の普及を図る。
また、電気に起因する火災の発生抑制のため、感震ブレーカー等の普及を加速させるとともに、特に危険性の高い木造密集市街地等について集中的な取組を行う。

輪島市大規模火災を踏まえた感震ブレーカーの普及推進に関する取組状況

「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」(消防庁・国交省の共同事務局)において、大規模地震時の電気火災対策として感震ブレーカーの普及推進が必要との提言がなされた。

この提言を受け、消防庁では、感震ブレーカーの普及推進に係る協議会(構成員:有識者、消防関係者、住宅事業者や電気関係事業者等の関係団体、内閣府・国交省・経産省)を設置して、具体的な推進方策について検討を行い、自治体が取組を行う際の参考として普及推進計画(例)をとりまとめた※。

※:協議会で指摘された留意点:感震ブレーカーが作動した場合、強制的に停電状態となることから、各住民が十分にこれらを認識したうえで設置することが必要



これらを踏まえ、消防庁及び国土交通省では、下記により感震ブレーカーの普及を強力に推進していく。

自治体の計画策定促進

○ 上記協議会の提言を踏まえ、**感震ブレーカーの普及推進計画(例)を通知(令和7年3月)し、自治体の計画策定を促進。**

⇒ 今後、自治体における地域防災計画見直しの状況等についてフォローアップしていく。

地方財政措置

○ **自治体が行う感震ブレーカーの普及啓発に要する経費について、特別交付税措置(措置率0.7)(令和7年度～)**

⇒ 今後、内閣府(防災)、経済産業省、国土交通省と連携して、電気設備の点検機会を活用し、危険密集市街地世帯にチラシを配布・説明するなどし、感震ブレーカーの設置促進等の取組を進めていく。

国土強靱化実施中期計画におけるKPI(5か年)

KPI・指標	現況	計画期間目標	将来目標
著しく危険な密集市街地の未解消地区(全国:1,662ha(令和5年度末時点))を有する地方公共団体(全国:15市区町)のうち、感震ブレーカーの設置に係る計画で定めた目標をハード対策と一体的に達成した団体の割合	0% (R6)	100% (R12)	100% (R12)

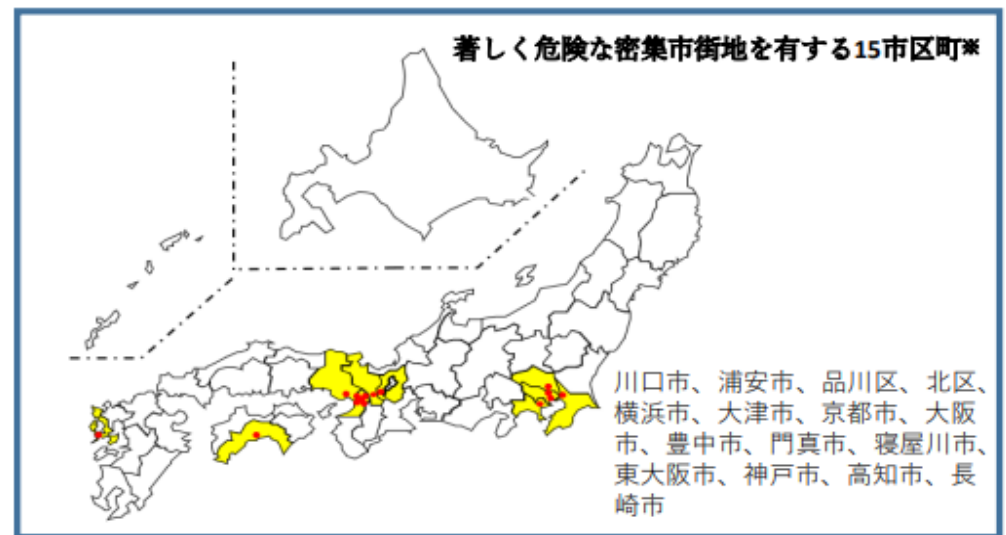
感震ブレーカーの購入・取付支援

- 著しく危険な密集市街地を有する自治体が、当該市街地に居住する者に対して感震ブレーカーの購入・取付について計画的に支援する場合に、その費用に対し支援を行う。

【予算】感震ブレーカーの購入・取付支援 事項要求（新規）



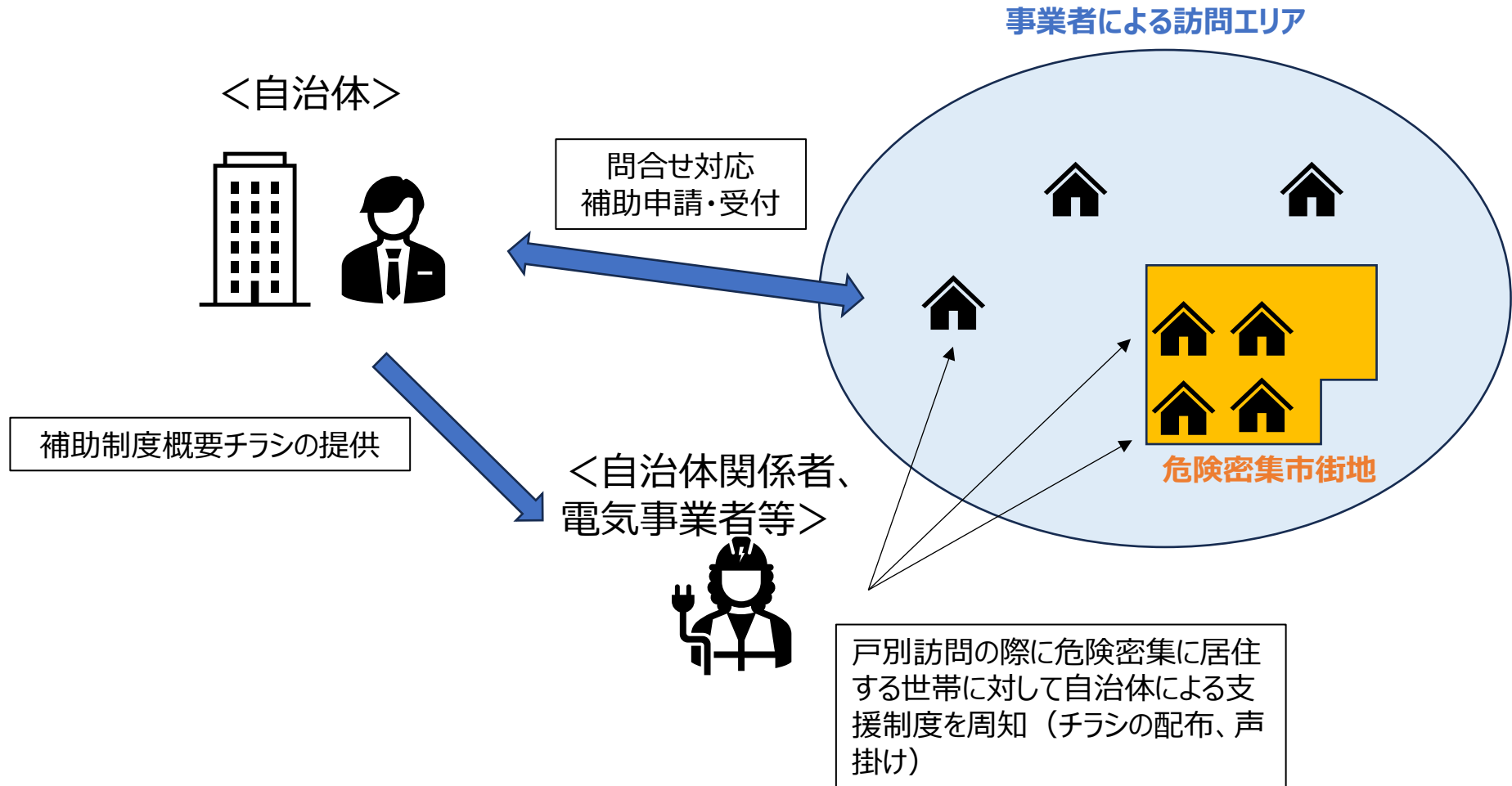
【感震ブレーカーの例】



※「延焼危険性」、「避難困難性」を考慮しつつ、個々の地域特性を踏まえ、自治体が位置づけ

戸別訪問機会を活用した普及啓発について

- 今後、内閣府（防災担当）、経済産業省、国土交通省と連携して、自治体関係者や電気事業者等が戸別に訪問する機会を活用し、著しく危険な密集市街地に居住する世帯に対して自治体の感震ブレーカー補助制度に関する資料を配布・説明すること等により、感震ブレーカーの設置を支援する。



※危険密集を含むエリアに対して、同一の内容を配布